

○伊東市消防団応援事業所の登録に関する要綱

平成28年3月31日

伊東市告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊東市消防団条例（昭和27年伊東市条例第232号）第4条の規定に基づき任命した伊東市消防団員、伊東市消防活動支援員設置要綱（平成28年伊東市告示第72号）第5条の規定に基づき登録した支援員及び他の地方公共団体の消防団員（以下「団員等」という。）への支援及び連携の強化を目的として、特定のサービス等を提供することにより団員等を支援する事業所を、伊東市消防団応援事業所（以下「ありがとう消防団応援事業所」という。）として登録することについて、必要な事項について定めるものとする。

(申込み)

第2条 ありがとう消防団応援事業所の登録を希望する事業所は、ありがとう消防団応援事業所登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(登録)

第3条 市長は、前条の規定により申込書が提出された場合で、当該申込書に記載されたサービス等の内容が適当と認めるときは、当該申込みに係る事業所をありがとう消防団応援事業所登録受理簿（第2号様式。以下「登録簿」という。）により、ありがとう消防団応援事業所として登録するものとする。

(登録証等の交付)

第4条 市長は、前条の規定によりありがとう消防団応援事業所の登録を行った事業所に対し、ありがとう消防団応援事業所登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録証等の表示)

第5条 ありがとう消防団応援事業所は、店頭等の分かりやすい場所に登録証を表示するものとする。

2 ありがとう消防団応援事業所は、当該事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等に登録証の写しを掲載できるものとする。

(身分証明書の提示)

第6条 団員等は、ありがとう消防団応援事業所のサービス等を受ける場合は、伊東市消防団規則（昭和28年伊東市規則第100号）第3条の規定に基づく消防団員証又は伊東市消防活動支援員設置要綱第5条の規定に基づく伊東市消防活動支援員登録証若しくは他の地方公共団体が発行した消防団員であることを証する証明書を提示しなければならない。

（応援事業所の公表）

第7条 市長は、ありがとう消防団応援事業所に登録した事業所の名称、サービス等について、ホームページ等により公表するものとする。

（協力又はサービス等の停止）

第8条 ありがとう消防団応援事業所は、当該事業所の事情によりサービス等の提供を停止する場合は、速やかに、ありがとう消防団応援事業所辞退届出書（第4号様式。以下「辞退届出書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により辞退届出書を提出した者（以下「辞退者」という。）は、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。

3 辞退者は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページ等に登録証の写しを掲載している場合は、速やかにこれの削除等をしなければならない。

4 市長は、辞退届出書の提出があった場合は、その旨を登録簿に記録し、前条の規定により公表された事項を削除するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、次の事項にありがとう消防団応援事業所が該当した場合は、ありがとう消防団応援事業所登録取消通知書（第5号様式）の交付により登録を取り消すものとする。

（1） 廃業を確認した場合

（2） 法令違反を確認した場合

（3） 本要綱の趣旨に反し登録を続けることが適当ではないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消された事業所等の代表者の求めにより、弁明の機会を付与できるものとする。

3 弁明の機会の付与に関する手続は、伊東市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年伊東市規則第31号）第16条から第21条までの規定を準用する。

4 本条の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録証を返納しなければな

らない。

- 5 市長は、前項に規定する登録証の返納に応じない事業所に対しては、ホームページ等で公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前に効力を有する消防長が行った登録その他の行為又は現に消防長に対し行っている登録の申込みその他の行為で、この要綱の施行の日（以下「施工日」という。）以後この要綱の規定により市長が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った登録その他の行為又は市長に対して行った申込みその他の行為とみなす。

第1号様式（第2条関係）

ありがとう消防団応援事業所登録申込書

年 月 日

伊 東 市 長 様

事業所の所在地 _____
事業所名 _____
代表者氏名 _____ 印
担当者氏名 _____
電話番号 _____

伊東市消防団応援事業所の登録に関する要綱の趣旨に賛同し、ありがとう消防団応援事業所への登録を申し込み、下記のとおり消防団員等に協力又はサービスの提供を行い、消防団を応援します。

記

協力又はサービス等の内容	対象者	注意事項等
		※ 処理欄
		受理年月日
		年 月 日
		登録番号
第 号		

備考

- 1 事業所の名称は、省略せず正式名を御記入ください。
- 2 記入された情報は、ホームページ等で公開します。
- 3 処理欄には、記入しないでください。

※ サービスなどの事例

〔飲食店〕 飲食代10%割引、料理1品サービス、ドリンク1本サービス、ドリンク全品50円引など

〔購入物品〕 購入金額10%割引、衣料品10%OFF、粗品プレゼント、〇〇のみ10%割引など

〔自動車整備〕 車検整備費10%割引、車検交換オイルサービス、一般整備費5%割引、洗車サービスなど

〔旅館・ホテル〕 宿泊費10%割引、料理1品サービス、お酒以外の飲物サービス等

〔その他〕 ポスター・チラシ掲出、消防団員募集PRなど

※ 対象者の事例

伊東市消防団員のみ、伊東市消防団員と家族、伊東市・他都市消防団員のみ、伊東市・他都市消防団員と家族、伊東市消防団員と団体全員、伊東市消防団員を含む同伴者、伊東市消防団員と同伴者5人まで、伊東市消防活動支援員（消防団員OB）など

第2号様式（第3条関係）

ありがとう消防団応援事業所登録受理簿

No.

No.	受付日	登録日	事業所名	所在地	代表者名	連絡先	業種・サービスの内容	備考

※ 備考欄には、登録された事業所が属する組合及び団体組織名を記入してください。

第3号様式（第4条関係）

私たちは「消防団」を応援します
ありがとう消防団
応援事業所登録証

事業所名 _____ 伊 東 市

第4号様式（第8条関係）

ありがとう消防団応援事業所辞退届出書

年 月 日

伊 東 市 長 様

事業所の所在地 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印

諸事情により消防団員等へのサービスを停止するため、伊東市消防団応援事業所の登録に関する要綱第8条の規定に基づき、ありがとう消防団応援事業所辞退届出書を提出します。

以上

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

事業所名

代表者名

伊東市長 印

ありがとう消防団応援事業所登録取消通知書

このことについて、次により伊東市消防団応援事業所の登録に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、ありがとう消防団応援事業所の登録を取り消すことを通知します。

よって、速やかに「ありがとう消防団応援事業所登録証」を返納してください。

記

1 事業所の所在地、名称等

2 登録取消しの理由

以上